



新潟県公報

平成30(2018)年
12月18日(火)
第3048号

目 次

規 則

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正..... 963

告 示

○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定..... 964

○介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定..... 965

選挙管理委員会

○政治資金規正法に基づく政治資金収支報告書の要旨の訂正の公表..... 965

○同..... 966

○同..... 966

○同..... 967

○同..... 968

○同..... 968

○同..... 969

○同..... 970

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)..... 970

○同..... 973

規 則

新潟県規則第四十五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月十八日

新潟県知事 福田 富一

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年新潟県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(災害の報告) 第三条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合は、その指定する者をして、別記第一号様式の書面により速やかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(次条第二項において「被災職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、	(災害の報告) 第三条 実施機関は、その所管に属する職員について、公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合は、その指定する者をして、別記第一号様式の書面により速やかに報告をさせなければならない。

同様とする。

(認定及び通知)

第四条 実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、栃木県公務災害補償等認定委員会の意見をきいて、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは別記第二号様式、通勤により生じたものであると認定したときは別記第三号様式の書面により、補償を受けるべき者に速やかに条例第三条第二項の規定による通知をしなければならない。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- 一 実施機関の職及び氏名
- 二 認定に係る職員の氏名
- 三 傷病名
- 四 災害の発生日
- 五 認定の理由

第二十二條の二 略

(審査の申立ての教示)

第二十二條の三 実施機関は、条例又はこの規則に基づき補償に関する通知をするときは、第二十條に定めるところにより審査の申立てをすることができ旨を教示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(職員厚生課)

告 示

栃木県告示第629号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年12月18日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービス の種類
		名 称	所 在 地		

0972501597	N P O 法人1000ピース 理事長 小野塚 香	多笑デイサービス	那須郡那須町高久 甲1648番地19	平成 30 (2018) 年 12月 1 日	通所介護
------------	---------------------------------	----------	-----------------------	------------------------------	------

栃木県告示第630号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年12月18日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	開設者 の 名 称	指定介護老人福祉施設		指定の 年月日	サービスの 種類
		名 称	所在地		
0970802781	社会福祉法人丹緑会 理事長 山中 幸子	特別養護老人ホーム栗林荘	小山市塚崎463番地1	平成 30 (2018) 年 12月 1 日	介護老人福祉施設

（高齢対策課）

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、齊藤たかあきを支える会から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成23年11月25日栃木県選挙管理委員会告示第67号）の一部を次のとおり訂正する。

平成30（2018）年12月18日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒夫

政治団体の平成22（2010）年に係る収支報告書の要旨において、「齊藤たかあきを支える会」の収支報告書の要旨のうち

「3 本年収入の内訳

寄附	5,190,000	
個人分	5,190,000	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	565,000	を
“栃木県新政策研究会研修会”開催事業	565,000	
その他の収入	1	
一件十万円未満のもの	1	」

「3 本年収入の内訳

寄附	3,947,275	
個人分	3,947,275	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	565,000	
“栃木県新政策研究会研修会”開催事業	565,000	
その他の収入	1,242,726	に、
家賃収入	450,000	
駐車場代収入	280,000	
印刷機リース代収入	114,180	
複合機収入	125,000	

一件十万円未満のもの 273,546」

「5 寄附の内訳」の項「(個人分)」中

「 齋藤 孝明 1,800,000 宇都宮市 」を

「 齋藤 孝明 557,275 宇都宮市 」に改める。

栃木県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、齋藤たかあきを支える会から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成24年11月30日栃木県選挙管理委員会告示第94号)の一部を次のとおり訂正する。

平成30(2018)年12月18日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成23(2011)年に係る収支報告書の要旨において、「齋藤たかあきを支える会」の収支報告書の要旨のうち

「3 本年収入の内訳

寄附	5,470,000	
個人分	4,670,000	
政治団体分	800,000	を
その他の収入	90,026	
金銭以外のものによる寄附相当分	90,000	
一件十万円未満のもの	26	」

「3 本年収入の内訳

寄附	4,599,878	
個人分	3,799,878	
政治団体分	800,000	
その他の収入	960,148	
家賃収入	150,000	に、
電話代収入	101,151	
駐車場代収入	245,000	
印刷機リース代収入	114,443	
金銭以外のものによる寄附相当分	90,000	
一件十万円未満のもの	259,554	」

「5 寄附の内訳」の項「(個人分)」中

「 齋藤 孝明 1,000,000 宇都宮市 」を

「 齋藤 孝明 129,878 宇都宮市 」に改める。

栃木県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、齋藤たかあきを支える会から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成25年11月29日栃木県選挙管理委員会告示第66号)の一部を次のとおり訂正する。

平成30(2018)年12月18日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成24(2012)年に係る収支報告書の要旨において、「齋藤たかあきを支える会」の収支報告書

の要旨のうち

「3 本年收入の内訳

寄附		3,590,000	
個人分		3,040,000	
政治団体分		550,000	を
その他の収入		2	
一件十万円未満のもの		2	」

「3 本年收入の内訳

寄附		2,597,375	
個人分		2,047,375	
政治団体分		550,000	
その他の収入		992,627	に、
家賃収入		300,000	
駐車場代収入		350,000	
一件十万円未満のもの		342,627	」

「5 寄附の内訳」の項「(個人分)」中

「 齋藤 孝明 1,200,000 宇都宮市 」を

「 齋藤 孝明 207,375 宇都宮市 」に改める。

栃木県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、松井正一サポーターズクラブから訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成23年11月25日栃木県選挙管理委員会告示第67号)の一部を次のとおり訂正する。

平成30(2018)年12月18日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成22(2010)年に係る収支報告書の要旨において、「松井正一サポーターズクラブ」の収支報告書の要旨のうち

「3 本年收入の内訳

個人の党費・会費	(1,008人)	3,854,250	
寄附		6,065,000	
個人分		6,015,000	を
政治団体分		50,000	
その他の収入		90	
一件十万円未満のもの		90	」

「3 本年收入の内訳

個人の党費・会費	(1,008人)	3,854,250	
寄附		5,346,711	
個人分		5,296,711	
政治団体分		50,000	に、
その他の収入		718,379	
家賃収入		425,632	
一件十万円未満のもの		292,747	」

「5 寄附の内訳」の項「(個人分)」中
「 松井 正一 5,720,000 鹿沼市 」を
「 松井 正一 5,001,711 鹿沼市 」に改める。

栃木県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、松井正一サポーターズクラブから訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成24年11月30日栃木県選挙管理委員会告示第94号）の一部を次のとおり訂正する。

平成30（2018）年12月18日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

政治団体の平成23（2011）年に係る収支報告書の要旨において、「松井正一サポーターズクラブ」の収支報告書の要旨のうち

「3 本年收入の内訳
個人の党費・会費 (987人) 3,830,110
寄附 9,752,763
個人分 8,952,763 を
政治団体分 800,000
その他の収入 97
一件十万円未満のもの 97」

「3 本年收入の内訳
個人の党費・会費 (987人) 3,830,110
寄附 9,111,303
個人分 8,311,303
政治団体分 800,000 に、
その他の収入 641,557
家賃収入 367,099
一件十万円未満のもの 274,458」

「5 寄附の内訳」の項「(個人分)」中
「 松井 正一 6,825,693 鹿沼市 」を
「 松井 正一 6,184,233 鹿沼市 」に改める。

栃木県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、松井正一サポーターズクラブから訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成25年11月29日栃木県選挙管理委員会告示第66号）の一部を次のとおり訂正する。

平成30（2018）年12月18日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

政治団体の平成24（2012）年に係る収支報告書の要旨において、「松井正一サポーターズクラブ」の収支報告書の要旨のうち

「3 本年收入の内訳
個人の党費・会費 (986人) 4,038,800
寄附 6,039,100
個人分 5,309,100 を

政治団体分		730,000	
その他の収入		35	
一件十万円未満のもの		35]	
「3 本年收入の内訳			
個人の党費・会費	(986人)	4,038,800	
寄附		5,179,072	
個人分		4,449,072	
政治団体分		730,000	
その他の収入		860,063	に、
家賃収入		524,617	
コピー機リース料収入		101,981	
一件十万円未満のもの		233,465]	

「5 寄附の内訳」の項「(個人分)」中

「松井 正一 4,280,000 鹿沼市 」を

「松井 正一 3,419,972 鹿沼市 」に改める。

栃木県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、山田みやこと市民の会から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成23年11月25日栃木県選挙管理委員会告示第67号)の一部を次のとおり訂正する。

平成30(2018)年12月18日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成22(2010)年に係る収支報告書の要旨において、「山田みやこと市民の会」の収支報告書の要旨のうち

「3 本年收入の内訳			
寄附		3,774,320	
個人分		3,652,320	
政治団体分		122,000	
機関紙誌の発行その他の事業による収入		693,740	を
映画上映会		508,740	
出版記念パーティー		185,000	
その他の収入		111	
一件十万円未満のもの		111]	

「3 本年收入の内訳			
寄附		1,910,903	
個人分		1,788,903	
政治団体分		122,000	
機関紙誌の発行その他の事業による収入		693,740	
映画上映会		508,740	
出版記念パーティー		185,000	
その他の収入		1,863,528	に、
家賃収入		254,500	
広報費収入		952,016	

研修調査費収入	204,980
資料購入費収入	105,860
事務費収入	169,030
電話代収入	133,044
一件十万円未満のもの	44,098]

「5 寄附の内訳」の項「(個人分)」中

「 山田 美也子 2,450,000 宇都宮市 」を

「 山田 美也子 586,583 宇都宮市 」に改める。

栃木県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、山田みやこと市民の会から訂正の届出があったので、同法第20条第1項の規定に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成24年11月30日栃木県選挙管理委員会告示第94号)の一部を次のとおり訂正する。

平成30(2018)年12月18日

栃木県選挙管理委員会委員長 小林 恒 夫

政治団体の平成23(2011)年に係る収支報告書の要旨において、「山田みやこと市民の会」の収支報告書の要旨のうち

「3 本年収入の内訳

寄附	2,352,798
個人分	1,502,798
政治団体分	850,000 を
その他の収入	148
一件十万円未満のもの	148]

「3 本年収入の内訳

寄附	1,936,235
個人分	1,086,235
政治団体分	850,000 に、
その他の収入	416,711
広報費収入	258,830
一件十万円未満のもの	157,881]

「5 寄附の内訳」の項「(個人分)」中

「 年間五万円以下のもの 1,402,798 」を

「 年間五万円以下のもの 986,235 」に改める。

調 達 等 公 告

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30(2018)年12月18日

栃木県下水道管理事務所長 橋 本 優

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

- ア 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 3,173,250kWh
- イ 巴波川流域下水道巴波川浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 3,645,410kWh
- ウ 北那須流域下水道北那須浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 2,349,605kWh
- エ 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 7,809,970kWh
- オ 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 2,669,200kWh
- カ 渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センターで使用する電力
予定使用電力量 2,474,800kWh
- キ 下水道資源化工場で使用する電力
予定使用電力量 6,493,200kWh

(2) 購入物品の特質等 それぞれの入札説明書による。

(3) 納入期間 平成31(2019)年4月1日から平成32(2020)年3月31日まで

(4) 納入場所

- ア 鬼怒川上流流域下水道鬼怒川上流浄化センター等(詳細は、入札説明書による。)
- イ 巴波川流域下水道巴波川浄化センター等(詳細は、入札説明書による。)
- ウ 北那須流域下水道北那須浄化センター等(詳細は、入札説明書による。)
- エ 鬼怒川上流流域下水道県央浄化センター等(詳細は、入札説明書による。)
- オ 渡良瀬川下流流域下水道大岩藤浄化センター等(詳細は、入札説明書による。)
- カ 渡良瀬川下流流域下水道思川浄化センター等(詳細は、入札説明書による。)
- キ 下水道資源化工場(詳細は、入札説明書による。)

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有すると決定された者であること。
- (3) 平成31(2019)年2月12日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示しているもの。
- (6) (5)の開示方法を明示し、かつ二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上のものであること。なお、当該配点については入札説明書による。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒329-0524 栃木県河内郡上三川町多功1159
栃木県下水道管理事務所 総務課 電話0285-53-5694
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成30(2018)年12月18日から平成31(2019)年1月25日までの日(土曜日、日曜日、祝日、平成30(2018)年12月31日、平成31(2019)年1月2日及び同月3日を除く。)の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - 1(1)アの件名：平成31(2019)年2月12日午前11時
 - 1(1)イの件名：平成31(2019)年2月12日午前11時5分
 - 1(1)ウの件名：平成31(2019)年2月12日午前11時10分

1(1)エの件名：平成31 (2019) 年 2 月12日午前11時15分

1(1)オの件名：平成31 (2019) 年 2 月12日午前11時20分

1(1)カの件名：平成31 (2019) 年 2 月12日午前11時25分

1(1)キの件名：平成31 (2019) 年 2 月12日午前11時30分

栃木県下水道管理事務所会議室へ持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、2月8日午後3時まで、書留郵便で(1)の場所へ必着のこと。)

(4) 入札方法 1の(1)の件名ごとに、それぞれ総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成30 (2018) 年12月18日から平成31 (2019) 年1月28日までの日(土曜日、日曜日、祝日、平成30 (2018) 年12月31日、平成31 (2019) 年1月2日及び同月3日を除く。)の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ必着のこと。)

イ 確認結果の通知 平成31 (2019) 年2月4日に郵送する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) その他

ア 入札の変更等 平成31 (2019) 年度栃木県流域下水道事業特別会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、それぞれの入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

a) Electric power for the Kinugawa Joryu Purification Center on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers

Estimated amount of electric power to be used 3,173,250kWh

b) Electric power for the Uzumagawa Purification Center on the Uzumagawa River Basin Sewers

Estimated amount of electric power to be used 3,645,410kWh

c) Electric power for the Kitanasu Purification Center on the Northern Nasu River Basin Sewers

Estimated amount of electric power to be used 2,349,605kWh

d) Electric power for the Keno Purification Center on the Kinugawa Upstream River Basin Sewers

Estimated amount of electric power to be used 7,809,970kWh

e) Electric power for the Oiwasuji Purification Center on the Watarase Downstream River Basin Sewers

Estimated amount of electric power to be used 2,669,200kWh

f) Electric power for the Omoigawa Purification Center on the Watarase Downstream River Basin Sewers

Estimated amount of electric power to be used 2,474,800kWh

g) Electric power for the Waste Recycling Plant

Estimated amount of electric power to be used 6,493,200kWh

(2) Deadline for walk-in Bidding Documents:

a) 11:00 a.m., February 12, 2019

b) 11:05 a.m., February 12, 2019

c) 11:10 a.m., February 12, 2019

d) 11:15 a.m., February 12, 2019

e) 11:20 a.m., February 12, 2019

f) 11:25 a.m., February 12, 2019

g) 11:30 a.m., February 12, 2019

Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):

a) ~ g) 3:00 p.m., February 8, 2019

(3) Information is available at:

General Affairs Division,

Sewage Management Office,

Department of Land Development,

Tochigi Prefecture

1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524

TEL 0285-53-5694

(都市整備課)

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30(2018)年12月18日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 栃木県立宇都宮高等学校外73校で使用する電気

予定使用電力量 20,257,000kWh

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 平成31(2019)年4月1日から平成32(2020)年3月31日まで

(4) 納入場所 栃木県立宇都宮高等学校外73校(79施設)

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成31(2019)年1月31日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 電気事業法(昭和39年法律第170条)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。

(5) 1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

(6) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示している者であること。

(7) 2の(6)の開示方法を明示し、かつ、二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

栃木県教育委員会事務局施設課財務担当 電話028-623-3374

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成30 (2018) 年12月18日から平成31 (2019) 年1月16日までの日 (土曜日、日曜日、祝日、平成30 (2018) 年12月31日、平成31 (2019) 年1月2日及び同月3日を除く。) の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

平成31 (2019) 年1月31日午前11時 栃木県庁南別館4階教育委員室へ持参又は郵送すること。(ただし、郵送による入札書の受領期限は平成31 (2019) 年1月31日午前10時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

(4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成30 (2018) 年12月18日から平成31 (2019) 年1月24日までの日 (土曜日、日曜日、祝日、平成30 (2018) 年12月31日、平成31 (2019) 年1月2日及び同月3日を除く。) の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)

イ 確認結果の通知 平成31 (2019) 年1月28日までに通知する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則 (平成7年栃木県規則第12号) 第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) その他

ア 平成31 (2019) 年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electric power for the Tochigi Prefectural Utsunomiya Senior High School and other 73 senior high schools

Estimated amount of electric power to be used 20,257,000kWh

(2) Deadline for walk-in Bidding Documents:

11:00 a.m., January 31, 2019

Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):

10:00 a.m., January 31, 2019

(3) Information is available at:

Financial Affairs Section,
School Facilities Division,

Office of the Board of Education,
Tochigi prefecture
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501
TEL 028-623-3374

（教育委員会事務局施設課）